

■平成27年度施策評価の結果概要一覧

・【最終成果達成状況判定基準】最終目標達成率100.0%以上で「A順調」、80.0%以上で「B概ね順調」、60.0%以上で「Cやや遅れている」、60.0%未満で「D遅れている」

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H20]	H26実績	H27実績	前期計画最終目標 [H27]	目標達成率	指標重要度	前期最終達成状況 [H27]	左記の理由		成果の達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	
												指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因			
04美しい環境と心を守り育てるまちづくり(政策統括監:生活環境部長)																		
04-01地球環境保全の推進																		
04-01-01豊かな自然環境の保全																		
46		すぐれた自然の実態を的確に把握し、多様な生物の生息・生育環境が保全されている。	①	水生生物調査による水質階級Ⅰ(きれいな水)の河川の割合	河川に生息する水生生物の種類及び数を調査して水質を判定	62.5%	75%	66%	88.0%	—	30.0%	B	環境学習講座受講者数が増加しており、市民の環境に対する意識が高まっている。自然環境の満足度は、H26市民意識調査時点において目標値を上回っている。	①水生生物調査を実施した3河川中1河川が流域の住宅や水田の影響により水質階級Ⅱ(ややきれいな水)となっている。(他の2河川は水質階級Ⅰ(きれいな水)である。) ②自然保護団体、NPO、地域が主体的に環境保全活動を実施している。 ③自治協議会や小中学校では自然観察会や環境学習を実施している。	①指標対象の講座とは別に各担当課において事業展開する際に環境に配慮し実施している。 ②和賀川の清流を守る会が、事業所や学校、子供会等を対象に水生生物調査等を支援し、河川愛護の意識啓発を実施している。	①市民に対し、実施している出前講座のPR等が不足している。 ②里地里山の荒廃や外来生物の侵入など生物の多様性を脅かす状況が確認されている。	①出前講座の内容を精査し、市の施策として推進するもので、かつ市民ニーズの高いものに変えていく。 ②出前講座のPR方法を検討する。 ③出前講座以外の啓発活動について検討する。 ④野生生物の現状把握ができていないため、博物館や各環境団体等と連携し、希少種の生息状況や特定外来種の侵入状況などについて調査を進め、生物多様性地域計画の策定を検討する。 ⑤県の「水生生物による水質調査」出前講座及び道具貸出を有効活用し環境意識の向上を図る。	
			②	環境学習講座受講者数	環境分野の出前講座受講者数	185名	339名	392名	370名	111.9%	30.0%							
			③	自然環境に満足している市民の割合	市民意識調査結果	77.9%	88.8%	—	85.0%	—	25.0%							
			④	森林面積	岩手県林業動向年報による国有林を含む森林面積	25,010ha (H20.3)	25,015ha (H27.3)	25,015ha (H28.3)	25,010ha	[100.0%]	15.0%							
04-01-02環境監視体制の強化と公害の防止																		
47		市域内の大気や水環境等において、環境基準を満たしている状態が維持され住民の快適な生活環境が確保されている状態。	①	大気汚染物質に係る環境基準適合率	大気汚染状況の常時監視の基準値遵守率(県の常時監視データから)	93.7%	94.3%	94.6%	100%	—	15.0%	B	一部、27年度の実績値が確定していない指標はあるものの、すべての指標とも最新の実績値における達成率が90%を超えているため、概ね順調と判断した。 平成20年度以降、環境法令の権限移譲事務受け入れや専任環境監視員の設置により、公害防止機能の強化を図った結果、健康被害につながるような重大な環境汚染事故は発生していないため。	①アジア大陸から発生している大気汚染物質の越境汚染の影響により、北上市内においても光化学オキシダントの環境基準超過が見られる。 ②河川の水質については、自然由来の大腸菌群数等が環境基準の超過に影響を与えている。(事業所由来の物質による基準超過はなし) ③市内の環境保全協定締結事業所が、市民への環境影響を考慮し、大気や水質等の汚染物質の低減対策を講じている。(協定基準値は法の基準値より厳しい数値で締結)	①事業所のばい煙や排水に関する立入検査を実施するとともに、自主測定の実施状況を確認し、環境汚染事故の未然防止に努めている。 ②専任環境監視員による定期的なパトロールや立入による確認を実施している。 ③環境法令事務の権限移譲を受けたことにより、市の権限において立入や指導が可能となり、公害防止機能の強化が図られている。 ④平成18年に発生した4例の環境汚染事故の経験を生かし、未然防止に努めている。	①大気汚染物質による越境汚染の影響は広範囲に及ぶため、市単独の対策だけでは解決が難しい。 ②特定施設等を有する事業所が大気関係で約130事業所、水質関係で約340事業所(うち排水基準適用事業所は約70事業所)、騒音関係で約140事業所、振動関係で約40事業所と多く、十分な立入調査ができていない。 ③事業所における特定施設の経年劣化や不備等による事故発生の危険性の把握ができていない。 ④一部の畜産事業所やたい肥化施設から発生する臭気苦情の問題が継続している。 ⑤環境法令に係る権限移譲事務は極めて専門性が高いため、事業者への適切な指導や事業者からの相談に対応できる体制が十分ではない。	①越境汚染が懸念されている大気汚染物質(光化学オキシダントやPM2.5)の情報収集に努めるとともに、県と連携を図りながら、健康被害が想定される事態が発生した際の連絡体系や周知方法を確立する。 ②過去に事故や苦情が発生した事業所を中心に、巡回や立入による確認回数を増やすことで汚染事故の未然防止につなげていく。 ③計画的に事業所を訪問することから発展させ、日常的にコミュニケーションをとれる関係を構築していくことで、相互に具体的な課題を共有するとともに、検査数値の結果では把握できない事故の予兆を発見し、汚染事故の未然防止につなげていく。 ④苦情が発生した際は施設の適正管理に関し指導を行うとともに、関係機関の市農林部等と連携を図りながら施設改善に関する助言や公害対策につながる情報提供を積極的に行う。 ⑤国及び県主催の法令事務研修会へ積極的に参加することでスキルアップに努めるとともに、法令を熟知した人材の計画的な育成を図ることで、事業者への適切な指導や事業者からの相談に対応できる体制を構築する。	
			②	河川・ダムの水質に係る環境基準適合率	類型指定河川の環境基準値遵守率(県の定期測定データから)	93.2%	92.5%	—	100%	—	15.0%							
			③	環境保全協定締結事業所の協定基準遵守率	立入測定を実施した事業所のうち、協定締結項目の基準値を遵守した事業所の割合	95.0%	97.2%	97.1%	100%	—	40.0%							
			④	地区の環境で騒音・振動・悪臭等の状況が良いと感じている市民の割合	市民意識調査	58.2%	69.7%	—	70.0%	—	30.0%							

■平成27年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H20]	H26実績	H27実績	前期計画最終目標 [H27]	目標達成率	指標重要度	前期最終達成状況 [H27]	左記の理由		成果の達成状況の要因		課題の整理	今後の展望
												指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因		
04-01-03地球温暖化防止対策の推進																	
48		市民が地球温暖化に対する問題意識を持ち、環境に配慮した生活を行っていること。	① 総二酸化炭素排出量	環境省の推計値データ(データ公表まで3年要する。)	1,074千t [H20年度]	1,019千t [H24年度]	989千t	908千t	51.5%	35.0%	B	市民の環境意識の向上から環境学習講座受講者数、太陽光発電量は順調に増加し目標値に達している。総二酸化炭素対策は、環境省によるCO2排出量を全国の総量を按分している数値ではあるが目標達成に至っていない。	①震災後再生可能エネルギーに対する市民の意識が高まっている。 ②固定価格買取制度や設置コストの低下などにより、太陽光発電設備導入が進んでいる。 ③低公害車やエコカーの種類が増え、購入の幅が広がった。 ④以前は環境学習講座の受講者だった学校が独自に環境学習を実施している。	①指標の講座とは別に各地区において担当課が説明会等を実施している。 ②指標の講座とは別に地区交流センターや博物館、環境課、清流を守る会が自然観察会や環境学習を実施している。 ③再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、再エネの活用と省エネについて推進している。	①北上市再生可能エネルギー活用推進計画前期計画に数値目標が設定されていない。 ②環境意識の高まり(市民ニーズ等)に応じた啓発メニュー(出前講座に限らないもの)がない。 ③各分野で計画等を策定し、地球温暖化対策につながる取り組みを行っているが、それぞれの計画等で終わっていて、全体的な連携にかけている。	①平成27年度に北上市再生可能エネルギー活用推進計画後期計画を策定し、消費エネルギーの削減・再生可能エネルギーの導入の数値目標を設定し、目標達成に向けた具体的な施策を展開する。 ②環境配慮行動を促進するため各ライフステージに応じた学習機会をつくり、再エネの活用や省エネについて長期的視点で未来のまちや人々の暮らしを考えることのできる環境配慮型の人材を増やす。 ③公共交通や森林などの他分野の施策と連携し、で二酸化炭素の排出量削減につながる事務事業を展開する。	
			② 太陽光発電量	電力会社からのデータ提供による	181.6万 kWh	1,492.7万 kWh	1,755.6万 kWh	542.3万 kWh	436.4%	35.0%							
			③ 低公害車導入台数	市内販売会社への調査による	360台	未調査	未調査	1,070台	—	0%							
			④ 環境学習講座受講者数	環境分野の出前講座受講者数	185名	339名	392名	370名	111.9%	30.0%							
04-02資源循環型社会の形成																	
04-02-01ごみの不適正排出・不法投棄の防止																	
49		市内の各ごみ集積所において適正にごみが分別され排出されている状態及び道路脇や山林に不法なごみが排出されない状態	① 不法投棄処理量	各地区での不法投棄収集量+ごみ減量専任指導員がごみ集積所等で不適正排出で収集した量(単位:T)	9.23t	14.38t	11.93t	5t	-63.8%	25.0%	B	不法投棄処理量は最終年度達成状況としては遅れているが、指標2の集合住宅専用集積所設置率は、家庭ごみ手数料以後新築された集合住宅について、ほぼ設置されている状況である。また指標3及び4については達成されている。	①草が繁茂している土地や山間部等に不法投棄が依然として多い。 ②集合住宅専用ごみ集積所がない集合住宅の住民は、地域のごみ集積所を利用するが、一部住民のごみ出しが悪いため、収集されず残されているごみ集積所がある。 ③集合住宅居住者は市外からの単身転入者が多く、勤務形態等の事情により、適正なごみの排出(定められた時間・場所に分別し排出すること)ができていないケースがある。	①いわて国体リハーサル大会会場周辺地区においてクリーン活動への参加人数が増え、活発な活動が行われた。 ②ごみの不法投棄対策に、監視カメラが非常に有効であり、録画機能付きカメラ3台購入し、不法投棄が多い地区に貸与した。 ③ごみ減量専任指導員2人では、集合住宅専用ごみ集積所などが難しい。	① 市民や当市来訪者に北上市が清潔なまちであると実感してもらえるような市内クリーン活動が不足している。 ② 適切な土地管理が行われていない場所に不法投棄が繰り返される。 ③ 地域のごみ集積所に不適正排出が多くあり、管理している地域住民・公衆衛生指導員が不適正排出ごみの対応に苦慮している。 ④ 集合住宅専用ごみ集積所について、適切に管理できていない集積所がある。仕事等を理由として、当市に短期間住所を有する者については、接点が少なく、ごみの分別や減量について指導することは難しい。	① 国体本大会に向け、市内クリーン活動参加者の更なる増加を図る。 ② 市公衆衛生連合会事業としてごみの不法投棄や不適正排出の多い場所に不法投棄監視カメラを設置する。 ③ ごみの分け方、出し方の周知指導のため、各地区を回り講座を行う。 ④ 集合住宅専用ごみ集積所の管理や利用方法について、集合住宅専用看板(管理者の連絡先を記載する)を作成し設置するなど管理会社の責任を明確にし、適切に管理するよう指導する。	
			② 集合住宅集積所設置率	集合住宅で集積所設置数/市内の集合住宅総数	35.7%	59.4%	60.7%	80.0%	—	25.0%							
			③ 清潔なまちであると思う市民の割合	市民意識調査	64.5%	72.7%	—	70.0%	—	25.0%							
			④ クリーン活動参加人数	公衆衛生組合春秋清掃月間実績	22,179人	24,050人	25,699人	23,000人	428.7%	25.0%							

■平成27年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H20]	H26実績	H27実績	前期計画最終目標 [H27]	目標達成率	指標重要度	前期最終達成状況 [H27]	左記の理由		成果の達成状況の要因		課題の整理	今後の展望
												指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因		
04-02-02ごみの発生抑制																	
50		ごみの減量に向け、市民・事業者による3R（発生抑制、再使用、再利用）の推進が図られている。	①	ごみ総排出量	家庭系(可燃+不燃+資源)+事業系(可燃+不燃)	27,645t	25,490t	25,937t	23,000t	36.8%	40.0%	B	<p>・ごみ総排出量が目標値と大きく開きがある。またH26実績から下ならず、微増している。</p> <p>・事業系生ごみリサイクル量が目標値と大きく開きがある。また基準年度よりも下回っている。</p>	<p>①社会情勢としては、人口は微減しているものの世帯数は増加しており、ごみの発生元が増えている。</p> <p>②事業系ごみについては、企業の進出や企業活動の活発化に比例して増加する傾向があり、事業系可燃ごみが前年度より増加した。</p> <p>③一人1日あたりのごみ排出量(家庭系と事業系を合わせた排出量、家庭系だけの排出量)は、県内14市の中で非常に低い水準である。</p>	<p>①手数料化の実施による経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。</p> <p>②事業者に対して、事業系ごみの種類、分別、出し方についての情報提供やごみ減量の啓発等の周知が不足している。</p> <p>③現状値と著しくかい離れた目標値設定</p>	<p>①事業系資源物に分類されるものも事業系可燃ごみや不燃ごみと混在して排出しているものと考えられる。</p> <p>②家庭系においても資源ごみ量が減少している中、可燃ごみが増えており、資源化できるごみが可燃ごみとして排出されているものと考えられる。</p> <p>③家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。</p> <p>④目標値の再検証</p>	<p>①一般廃棄物許可業者に対する契約者数や収集計画等により事業系ごみ排出状況を調査し、事業所に対し分別周知の徹底等を行い、事業系ごみの減量化を図る。</p> <p>②衣類の拠点回収実施及び集団資源回収品目に衣類を加えることにより、家庭系可燃ごみの減量化を図る。</p> <p>③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえ、ごみの減量や分別の取組前後の比較・効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。</p> <p>④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。</p>
			②	一人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口 ※施設直接搬入を除く	556g	482g	482g	450g	69.8%	25.0%						
			③	リサイクル率(店舗回収を除く)	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	23.5%	20.3%	19.4%	27.5%	-	15.0%						
			④	事業系生ごみリサイクル量(t)	岩手環境事業センターの報告値による。	372t	351t	335t	400t	132.1%	20.0%						
04-02-03リサイクルの推進																	
51		各家庭及び事業者から排出されるごみ処理量(可燃・不燃)が減少すること及びごみ総量に対して資源ごみ量、集団資源回収量が増加しリサイクル率がアップしている状態	①	リサイクル率	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	23.5%	20.3%	19.4%	27.5%	-	80.0%	B	<p>・リサイクル率が目標値と大きく開きがある。また基準年度よりも下回っている。</p>	<p>①缶、瓶類だけでなく紙類を含めた資源ごみの店頭回収(10店舗)が浸透してきたことや容器の軽量化により、缶、紙パックや雑誌の回収量が減っている。</p> <p>②集団資源回収量が減少している。(1,340t→1,257t)</p> <p>③手数料化の実施により経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。</p> <p>④現状値と著しくかい離れた目標値設定</p>	<p>①ごみ集積所が市内約2,000か所あり、地域の公衆衛生指導員125人やごみ減量専任指導員2人では人数が不足していることから十分な分別指導が難しい。</p> <p>②リサイクル率が前年度比0.9ポイント低下しており、市民に対してリサイクルについて啓発、周知が不足している。</p> <p>③手数料化の実施により経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。</p> <p>④現状値と著しくかい離れた目標値設定</p>	<p>①市の資源回収から民間の店頭回収へ流れると市の資源ごみのリサイクル率や率が減少することとなるが、民間の店頭回収量の把握ができていない。</p> <p>②集団資源回収は、子供会の人数が減ったり、協力できる親が少なくなったりしているため、集めやすい缶のみとした限定品目の収集としたり、地域全体の収集は省略し子供会の家庭のみでの個別収集にしたり、集団資源回収の活動方法に変化が現れ、リサイクルの啓発に広がりがなくなっている。</p> <p>③家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。</p> <p>④目標値の再検証</p>	<p>①民間での店頭回収量を把握する。(大口の回収者であるイオン、ジョイス等)</p> <p>②集団資源回収品目に衣類を加えるほか、集団資源回収実施団体等に対し、アンケートによる実態調査を実施し、取り組みやすい体制を整備し、資源化を推進していく。</p> <p>③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえたごみの減量や分別の取組前後の比較・効果、資源ごみが収集され再資源化されるまでの流れや3Rの取組効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。</p> <p>④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。</p>
			②	一人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口+事業系ごみ量(可燃+不燃)/365/人口	806g	745g	758g	660g	32.9%	20.0%						

■平成27年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H20]	H26実績	H27実績	前期計画最終目標 [H27]	目標達成率	指標重要度	前期最終達成状況 [H27]	左記の理由		成果の達成状況の要因		課題の整理	今後の展望
												指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因		
04-03安全・安心な地域社会の構築																	
04-03-01総合的な防災対策の推進																	
52		大規模災害発生時の被害を最小限に抑えるようとする、市民や地域の自助・共助の意識が高いこと。また、危険区域や避難場所・避難ルートが市民に浸透していること。	① 自主防災組織における防災訓練等の実施率 ② 危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合 ③ 自主防災組織行動マニュアル設定組織数 ④ 災害時要援護者のうち地域支援者(協力者)が決まっている人の割合	訓練実施防災組織数/自主防災組織数(年1回以上) 市民意識調査による[隔年実施](H26年度調査分からの変更) 行動マニュアルを設定している自主防災組織の割合(自主防災組織として届出のある94組織) 災害時要援護者のうち地域支援者(協力者)が決まっている人の割合	10% - - 76.30%	21.3% 48.0% 53% 88.50%	57.1% - 53% -	100% 100% 100% 95.0%	- - - -	25.0% 30.0% 25.0% 20.0%	D	自主防災組織への助言・指導が十分ではないため。 洪水・土砂災害ハザードマップを整備し、全世帯に配布したため。 ①自主防災組織のリーダーが2年程度で交代することにより、組織活動に必要な人材などが不足している。その一方で、共助を担う主体として自主防災組織の活動が期待されている。 ②土砂災害等の発生が増えていることにより、居住地区の危険箇所への関心が高い。 ③福祉部局(民生委員)、自主防災組織等が災害への備えや対応について、要支援者本人へ働きかけている。	①自主防災組織の育成について、職員数の不足から助言、指導が十分とはいえない状況であるため、自主防災組織の防災訓練実施率が低く、また、行動マニュアルの策定指導も進んでいない。 ②ハザードマップ等により地域住民に対して、災害発生の危険性がある区域の周知を図り、消防団巡回広報やエリアメールの発信等を緊急時の情報伝達手段としているものの、今後必要とされる、より複合的な情報伝達手段の構築が進んでいない。 ③要支援者個々の避難支援プランの策定が遅れている。	①防災情報をリアルタイムに伝達する手段の確立 ②災害時等における要支援者や障がい者への対応 ③災害時における各自主防災組織の行動方法が確立されていない地域があること ④自主防災組織の活性化 ⑤土砂災害等危険区域の周知	①市民や地域の自助・共助の意識を高めるため、要支援者への対応方法も含めた地域ごとの自主防災組織行動マニュアルを設定する。 ②収容避難所の位置や避難ルートなど防災に関する情報について、ホームページ等に掲載するとともに、地域説明会等を開催し、地域住民への周知を図る。 ③ハザードマップの整備は、平成26年度にいったん完了したが、国が新たに浸水想定地域を公表したことから、地域説明会等で周知を図る。		
04-03-02災害に強いまちづくりの推進																	
53		台風や集中豪雨等の降雨、出水による浸水、土砂崩壊等の被害の防止、緩和が出来ている。(塩釜川、矢白川)昭和56年以前に建築された木造住宅で耐震診断の結果、倒壊する可能性がある住宅が耐震改修工事により耐震化が図れている。	① 耐震診断実施数[累計] ② 耐震改修実施数[累計] ③ 災害に強いまちづくりに対する市民満足度(6段階評価) ④ 小中学校の耐震化率	耐震診断実施戸数 耐震改修実施戸数(生活再建住宅支援事業耐震改修含) 北上市の施策に関する市民意識調査のうち「災害に強いまちづくり」の項目に係る満足度(隔年調査) 耐震化済み棟数÷対象棟数	170 3 3,722 72.9%	234 22 4,094 97.4%	237 22 -	305 37 増加 100.0%	49.6% 55.9% -	5.0% 25.0% 25.0% 45.0%	C	学校の耐震化は、概ね順調なもの、住宅等の耐震診断、耐震化が進んでいない。 ①耐震診断費用の個人負担は多くないが、対象が昭和56年度以前の建物で改修費用が多額であることから、金額が大きくなると耐震より建替えを考えるケースが増えており、ニーズが減少していると考えられる。 ②集中豪雨の多発など異常気象に伴い水害対策のニーズが高まっている。	①個人住宅の耐震化の実施への支援として助成事業を実施しているが30年以上前の建物のため費用も大きく改修費と助成額との差が大きい。 ②中小河川に対する国の補助がないため、道路整備に比して改修事業が遅れている。	①住宅の耐震診断・改修について、初年度に比べて件数が徐々に減ってきている。 ②集中豪雨などによる氾濫箇所の把握が十分でない。	①市民が安全、安心して暮らせる環境の確保のため、予算を確保しながら順次、中小河川の整備を進める。 ②住宅の耐震診断・改修の助成制度の周知を定期的に行うとともに、今後のあり方について検討する。 ③中小河川の河川改修について地域計画・地域要望等を確認し、整備計画を策定する。		
04-03-03消防力の充実																	
54		火災や大規模災害の発生に備えた十分な消防水利と、災害活動の中心となる消防団員の確保による防災力の向上により、迅速な消火・救助活動を確保することができている状態。また、市民が心肺蘇生など応急手当方法を習得することにより災害時等に協力できる状況であること。	① 消防水利の充足率 ② 消防団員の確保率 ③ 救急救命の講習受講者数	消防水利の基準に対する消火栓・防火水槽の設置率 消防団員条例定数1,136名 救急救命受講者数	81.7% 88.3%(1,003人) 3,407人(H22.3)	84.26% 86.09%(978人) 3,978人	84.5% 86.1% 3,135人	83.9% 100%(1,136人) 3,400人	- -	35.0% 35.0% 30.0%	B	消防水利の充足率は年々増加、救急救命の講習受講者は横ばいとなっているが、消防団の確保率は年々減少している(消防団活動に支障をきたす程度ではない)ため。 消防団員の装備や資機材等を更新し、安全対策や充実化を図りながら消防団活動を確保しているため。 ①宅地造成都市化に伴い、消防水利(消火栓)が整備される。 ②被雇用者の増、勤務先での消防団に対する理解が不足している。 ③心肺蘇生の施術による生存者社会復帰率が高い。	①計画的な消防水利の整備(7~9基/年) ②消防団員の報酬等待遇の見直し、公務員の消防団への入団 ③AEDの普及、啓発活動が増えた。公共機関によるPR	①就業形態の変化から、消防団員のなり手が減少している。 ②AEDについては理解している人は増えてきているが、実際に現場に遭遇した場合、自信をもってAEDを使用できない場合がある。	①消防団員の活動環境の改善に努めると共に、引き続き、消防団と協力してPRに努める。 ②自信をもってAEDを使用しただくために、1度だけではなく1年から2年毎に再受講するなど、継続的な受講が必要であることから、総合防災訓練や救急救命講習を休日に開催するなど、市民の皆さんが受講しやすい環境づくりに努める。		

■平成27年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H20]	H26実績	H27実績	前期計画最終目標 [H27]	目標達成率	指標重要度	前期最終達成状況 [H27]	左記の理由		成果の達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	
												指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因			
04-03-04交通安全対策の推進																		
55		交通安全啓発、交通安全教育により市民が交通安全に注意を払うことで、市民が交通事故の少ない安全なまちで安心して暮らしている状態。交通安全補助施設を整備し道路交通の安全性向上が図られている。	① 危険箇所減少数(年間)	工事等実施した箇所の内、有効に危険性が低下した箇所数	60箇所	73箇所	72箇所	50箇所	達成	20.0%	B	飲酒運転検挙者数が前年比8名の増加	H27中の交通死亡事故発生件数は1件	①市内の幼稚園、保育園及び小学校からの交通安全教室の開催要請や高齢者教室からの活発な出前講座の申込みがある。 ②交通事故発生件数は、道路交通法の厳罰化により減少傾向にある。	①交通指導員の定数は70名以内としているが、なり手が少なく、現状は57名(充足率81.4%)となっていることから交通指導員を配置する際に人員が不足するケースが起きている。 ②交通安全施設の要望のうち緊急性がある箇所について施行している。	①高齢者が関わる事故の割合が増加している。 ②交通安全教室、立哨による交通安全啓蒙及び各種事業で通行者安全誘導を行う交通指導員が不足している。 ③交通安全施設についての要望が多いが、住民側からは要望先(管理者や担当部署)の区別が難しい。	①あらゆる世代を対象とした交通安全教育を実施するとともに、高齢者が関わる事故を抑制する施策を検討する。 ②自治会等に働きかけ、交通指導員の増員を図っていく。 ③交通安全施設の改善要望を、通学路に関しては教育委員会、地域の要望については自治協で取りまとめ、交通安全施設改善検討部会において、検討することにより情報共有することとした。 ④飲酒運転の根絶に向けて、関係機関と連携し施策を検討する。	
			② 交通事故(人身)発生件数	岩手県警察の発表資料	370件	222件	204件	255件以下	達成	30.0%								
			③ 交通安全教室啓蒙活動への市民参加	専任交通指導員、交通指導員による交通安全教室参加者数	12,369人	13,106人	17,144人	17,000人以上	達成	20.0%								
			④ 飲酒運転検挙者数	岩手県警察の発表資料	39人	23人	31人	12人	29.6%	30.0%								
04-03-05防犯対策の推進																		
56		市民の防犯意識の高揚と各種防犯活動の推進、少年非行に未然防止活動を展開し、犯罪や非行のない明るく安全な地域社会となる状態。犯罪が発生しにくい状態であり、市民が安全に安心して暮らしている。	① 犯罪件数	岩手県警察の発表資料	872件	463人	450件	580件以下	達成	30.0%	B	全体的に順調に推移している。	①犯罪件数・少年犯罪とも順調に減少傾向が続いており、市民意識調査においても安全・安心して暮らせると思う割合が高い。 ②安全防犯意識の高まりから、防犯対策としての街路灯設置に対する要望件数が多い。 ③自治会設置の街路灯は蛍光灯のものが多く、徐々に灯具寿命が長く照度の高いLED街路灯の普及が始まっている。	①防犯隊の活動や、少年センター補導員の補導活動が年間計画に沿って着実に実施された。 ②街路灯設置予算は横ばい状態で、設置要望に対する設置件数の割合は、概ね50%である。 ③市設置の街路灯はLED灯に交換し、照度の確保がなされ市民に喜ばれている。	①犯罪件数は減少傾向にあるが、特殊詐欺の手口が巧妙化している。 ②店舗内や自転車置き場などを犯罪が起こりにくい環境にすることが必要。また、鍵をかけた状態で被害に遭う割合が依然として高い水準として推移している。 ③街路灯設置については、北上市街路灯維持管理条例では自治会等及び開発者が設置するものと規定されているが、地域によっては市による設置を希望する所が多い。	①防犯協会支部を中心に高齢者宅等を訪問して直接声をかけ、特殊詐欺の被害を未然に防ぐ。 ②防犯メール配信や広報啓発活動などで、自主防犯意識を高める。 ③老朽化している自治会等管理の街路灯をLED化するため、補助金制度を導入する。		
			② 青少年の犯罪件数	岩手県警察の発表資料	55件	16件	9件	21件以下	達成	20.0%								
			③ 侵入窃盗における無施錠被害の割合	岩手県警察の発表資料	63.8%	42.4%	69.5%	50.0%	-	30.0%								
			④ 安全に安心して暮らせると思う市民の割合	市民意識調査結果	72.0%	83.4%	-	80%以上	-	20.0%								
04-03-06市民相談の充実																		
57		市民が抱えるさまざまな問題の相談窓口となり、必要に応じて担当課や専門の相談窓口の紹介により、市民が抱える問題解決の一助となることで、市民が安全・安心な生活を送ることができる状態。	① 消費生活相談件数	消費生活相談の受付件数	700件	601件	631件	400件	23.0%	50.0%	B	消費生活センターのPR、啓発活動を積極的に行うことにより、相談窓口として市民の利用が定着した。新たな出前講座メニューを増やし、幅広い年齢層に対応した。	①これまでの電話による勧誘や利殖商法、インターネットのワンクリック詐欺等のほかに、さらに手口が複雑かつ巧妙になってきており、新たに一度被害に遭った人がまた被害に遭う二次被害も増加している。 ②新しい手口の商法とそれによって生じた被害等がマスコミ等で報道されることにより、市民の関心も高くなり出前講座の申込みが増えた。	①平成25年度から消費生活センターの設置場所を4階から市民の利用しやすい1階へ移動した。 ②相談員2名が増員されたことで、よりきめ細やかな相談が可能になり、相談者が抱えている問題について窓口で解決できる事例も増加していることにより、利用者も増加した。 ③講座メニューを増やし、寸劇を取り入れる等、魅力ある講座づくりに努めたことにより、マスコミや口コミで市民に伝わり出前講座等の増加につながった。 ④被害の拡大が懸念される事案については、様々な媒体を利用して注意喚起を行った。 ⑤教育機関への啓発活動により教育現場での講座が増加した。	①複雑かつ多様化する相談業務に対応するための知識や能力の維持向上。 ②消費者被害を未然に防止するために開催する啓発活動(出前講座)は増加してきているが、受講者がリピーターとなるまでには至っていない。 ③教育現場での消費者講座の定着。 ④地域ぐるみでの消費者被害防止の見守り体制の構築。	①相談員を様々な研修に参加させ、消費生活相談に関する技量の維持向上を図る。 ②-1消費生活情報について、広報・ホームページ・回覧板等の媒体を使いタイムリーに情報発信をしていく。 ②-2ライフステージに合わせた講座メニューの作成や講座に寸劇を取り入れるなど工夫し、現在の出前講座をさらに魅力あるものにし、積極的な啓発活動を展開していく。 ③教育現場への働きかけを継続し、魅力ある講座づくりを行う。 ④関係課と連携し、情報の共有を行う。見守りをする側への出前講座や情報提供を行う。		
			② 出前講座等による啓発活動件数	消費生活に関する各種啓発活動回数(講座・広報・メルマガ・チラシ)	29件	60件	67件	60件	122.5%	50.0%								